

国のトライアル雇用助成金の交付決定を受けた事業主の方へ

岐阜市人材確保サポート奨励金のご案内

岐阜市では、継続的な雇用の促進と雇用の安定を図るため、国の「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）（障害者トライアルコース）（障害者短時間トライアルコース）」のいずれかのコースで支給対象となった市内に居住する方を常用雇用（期間の定めのない雇用）する事業主に対して、奨励金を交付します。

就職氷河期世代の方の雇用にも是非ご活用ください。

※国の助成金は、対象労働者、求人方法等について別途要件があります。事前にハローワーク岐阜事業所サービス部門（☎058-247-3215）にお問い合わせください。

1 交付金額

対象労働者1人につき **10万円** ※予算の範囲内での交付となります。

2 交付条件

岐阜市内に事業所を有し、かつ雇用保険適用事業所の事業主が対象者（※1）をトライアル雇用（※2）し、トライアル雇用終了後引き続き、常用雇用に移行し、3ヶ月以上雇用すること。

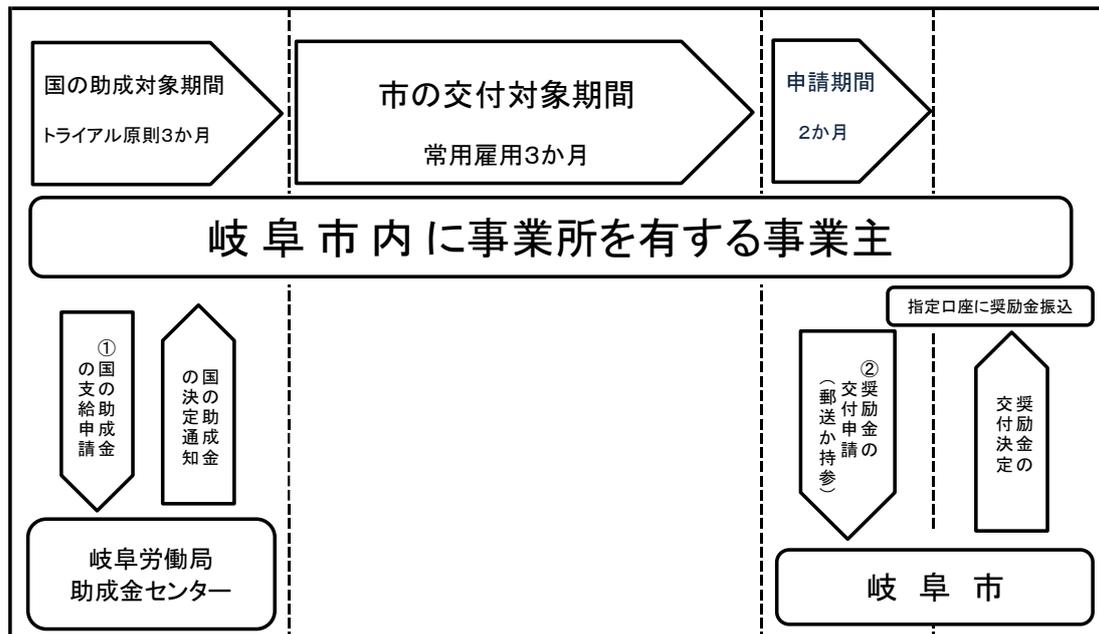
※1…トライアル雇用が終了した後、引き続き3か月以上常用雇用をされている者で、トライアル雇用の終了日前から継続して市内に住所を有する者

※2…事業主が労働者の適性等を見極めるために行う試行的な雇用で、国が実施するトライアル雇用助成金のいずれかの支給対象になったもの

3 提出書類

①	岐阜市人材確保サポート奨励金交付申請書（様式第1号）
②	国の「トライアル雇用結果報告書」の写し又は「障害者トライアル雇用等結果報告書」の写し ※岐阜労働局の受付印が押してあるもの
③	国の「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）、（障害者トライアルコース）、（障害者短時間トライアルコース）支給決定通知書」の写し
④	常用雇用期間の出勤状況が確認できる書類
⑤	常用雇用期間の賃金の支払状況を明らかにする書類
⑥	対象労働者の住民票 ※常用雇用3か月終了後の発行日のもの、かつ個人番号（いわゆるマイナンバー）が表示されていないもの
⑦	相手方登録申請書 ※奨励金を受けるために必要です。すでに手続きされている事業主の方は必要ありません。

4 手続き方法



① 国の助成金の支給申請 ⇒ 岐阜労働局助成金センター

岐阜市人材確保サポート奨励金は、対象労働者について国の「**トライアル雇用助成金**」の支給決定を受け、その支給期間が終了していることが要件となります。国の要件等については、岐阜労働局助成金センター（☎058-263-5650）にお問い合わせください。

② 岐阜市人材確保サポート奨励金の交付申請 ⇒ 岐阜市労働雇用課

交付対象期間（常用雇用）が終了した日の翌日から2か月以内に、表面に記載の書類をそろえて提出いただきます。

■ 偽りその他不正な手段により奨励金を受けた事業主であると判明したときは、交付した奨励金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

岐阜市役所 経済部 労働雇用課

☎（058）214-2358（直通）